

測量法の一部改正等に伴う関連告示等の整備に関する意見募集の結果について

令和 7 年 3 月 25 日
国土交通省 国土地理院

国土交通省では、令和 7 年 1 月 27 日から令和 7 年 2 月 25 日まで、測量法の一部改正等に伴う関連告示等の整備に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、4 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>(改正概要抜粋)</p> <p>「現行の有資格者と同等以上の知識及び技能を有する者への測量士・測量士補資格の付与について今回の改正においては学位授与機構による学位授与者等には測量士・測量士補となる資格を付与する」</p> <p>上記の基礎資格を有しない若年者のうち国家試験により測量士補の有資格者となった者については、10 年以上の実務経験及び種々の講習会等を受講することにより、測量士の資格付与が可能な制度の改正を望むものである。</p>	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>(該当箇所)</p> <p>(1) 測量法第 50 条第 1 号から第 5 号及び第 51 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める告示の整備</p> <p>(意見)</p> <p>概要に記載している内容では現在の測量法(第 1 号から第 5 号)と何ら変わりがなく、測量法</p>	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>を改正してまで整備する必要がない。 今回の改正により測量士等の担い手不足の解消には至っていない。</p>	
<p>(該当箇所) (4)「測量に関する専門の養成施設登録等取扱要領」に定める審査基準の一部改正</p> <p>(意見) ○専任教員の要件に、高校における教育従事年数を加える改正となっているが、厚生労働省認可の職業訓練短期大学校においても、測量に関し高校と同等以上の専門的で実践的な教育、また即戦力となる人材の育成を行っている学校があることから、こうした職業訓練短期大学校の教員としての従事年数についても専任教員の要件に含めていただきたい。</p>	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>(該当箇所) (4)「測量に関する専門の養成施設登録等取扱要領」に定める審査基準の一部改正 ・養成施設の専任教員、主任専任教員の要件について</p> <p>(意見) ① 専任教員の資格 一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し・・・ (改正前の測量法第 51 条の 5)</p> <p>上記専任教員の要件の短期大学等に、厚生労働省認可の職業訓練短期大学校(専門課程)も含めていただきたいと考えます。</p> <p>また、専任教員の要件に、「高等学校教諭の</p>	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

普通免許状を授与された者で、高等学校において測量に関する教育に5年以上従事し・・・」を加える改正となっていますが、高等学校教諭の普通免許状を授与された者とは通常四年制大学を卒業した者であること、職業訓練短期大学校（専門課程）は測量に関しても高等学校と同等以上の専門的で実践的な教育機関であること、このことから、大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者については、職業訓練短期大学校（専門課程）の教員としての従事年数についても専任教員の要件に含めていただきたいと思います。

主任専任教員の要件についても同様をお願いします。

②

高等学校と職業訓練短期大学校（専門課程）の教育従事期間を併せて計算できるようにしていただきたいと思います。